

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和5年12月26日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎
福島県監査委員 高 野 光 二
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

- 監査等の基準
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 監査等の種類
財務監査
- 監査等の対象及び実施内容
 - 定期監査
 - 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総 務 部	令和4年度	令和5年9月5日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
県北地方振興局	令和4年度	令和5年10月19日	高橋宏和		実地監査
県中地方振興局	令和4年度	令和5年10月25日	佐竹 浩		実地監査

イ 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

危機管理部	令和4年度	令和5年9月8日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
-------	-------	----------	------	------	------

ウ 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部	令和4年度	令和5年9月7日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査

エ 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
生活環境部	令和4年度	令和5年9月4日	高野光二	佐竹 浩	実地監査

オ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
保健福祉部	令和4年度	令和5年8月30日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
県北保健福祉事務所	令和4年度	令和5年8月1日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
会津保健福祉事務所	令和4年度	令和5年8月9日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
県中保健福祉事務所	令和4年度	令和5年10月25日	佐竹 浩		実地監査

カ 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
商工労働部	令和4年度	令和5年9月8日	高野光二	佐竹 浩	実地監査

キ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部	令和4年度	令和5年9月5日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
県北農林事務所	令和4年度	令和5年8月10日	佐竹 浩		実地監査
県中農林事務所	令和4年度	令和5年10月19日	高橋宏和		実地監査
内水面水産試験場	令和3年度 令和4年度	令和5年8月8日	佐竹 浩		書面監査

ク 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部	令和4年度	令和5年9月6日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
会津若松建設事務所	令和4年度	令和5年8月9日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
相馬港湾建設事務所	令和4年度	令和5年10月17日	佐竹 浩		実地監査

ケ 出納局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

出 納 局	令和4年度	令和5年8月29日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
-------	-------	-----------	------	------	------

コ 議会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
議会事務局	令和4年度	令和5年9月7日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査

サ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教 育 庁	令和4年度	令和5年8月29日	高野光二	佐竹 浩	実地監査
だて支援学校	令和4年度	令和5年8月1日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
福島工業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
福島明成高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月8日	佐竹 浩		実地監査
二本松実業高等学校	令和4年度	令和5年8月10日	佐竹 浩		実地監査
西会津高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年10月27日	高橋宏和		実地監査
県北教育事務所	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
郡山北工業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
南会津高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
只見高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
平工業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
相馬高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
たむら支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
伊達高等学校	令和4年度	令和5年8月8日	佐竹 浩		書面監査
修明高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月8日	佐竹 浩		書面監査
小高産業技術高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年8月8日	佐竹 浩		書面監査

シ 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警察本部	令和4年度	令和5年9月1日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
白河警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査
福島北警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年8月8日	佐竹 浩		書面監査

ス 監査委員

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

監査委員事務局	令和4年度	令和5年8月30日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査
---------	-------	-----------	-------	------	------

セ 人事委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
人事委員会事務局	令和4年度	令和5年8月30日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査

ソ 労働委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
労働委員会事務局	令和4年度	令和5年9月5日	山田平四郎	高橋宏和	実地監査

(2) 技術監査

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部 畜研乳牛施設 整備工事	令和4年度 令和5年度	令和5年8月10日	佐竹 浩		実地監査
警察本部 いわき東警察署 大規模改修工事	令和4年度 令和5年度	令和5年8月4日	山田平四郎	高橋宏和	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

(7) 監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
総務部	・工事設計委託の指名競争入札において、特記仕様書で規定している資格要件を確認しないまま指名内申を行い入札を実施したものがある。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 危機管理部

監査した結果、次の2件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
危機管理部	・令和4年福島県沖地震に係る被災者生活再建支援金の支給申請のために送付された個人情報関係書類1人分を紛失している。 ・業務委託契約に係る契約保証金について、契約内容の完了の確認後、速やかに還付すべきところ、4か月以上遅延しているものがある。

ウ 企画調整部

監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
企画調整部	・ 週休日に勤務した職員について、週休日の振替等ができなかったため超過勤務手当を支給すべきところ、支給しなかったものがある。

エ 生活環境部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 保健福祉部

(7) 監査した結果、次の3件の指摘事項、6件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項									
保健福祉部	<p>・ 扶助費の支出に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和3年度の社会福祉法人甲に対する保護施設事務費について、事務費の算定を誤ったため不足払いが生じ、不足額について令和5年3月9日に過年度支出しているものがある。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支出済金額</td> <td>13,173,090円</td> </tr> <tr> <td>正当支出金額</td> <td>13,766,110円</td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>593,020円</td> </tr> </table> <p>(是正又は改善の意見) 扶助費の支出に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	支出済金額	13,173,090円	正当支出金額	13,766,110円	不足額	593,020円			
	支出済金額	13,173,090円								
	正当支出金額	13,766,110円								
不足額	593,020円									
<p>・ 業務委託契約に関する予算事務について、著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 福島県新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する食材配送については、令和4年4月1日付けで締結した業務委託契約に基づき行っていたが、オミクロン株による感染拡大(第6波)などにより食材配送が大きく増加し契約額を超える発注となった。本来事前に専決処分等の予算措置を講じた上で変更契約を締結し、その後発注すべきところ、補正予算成立後に変更契約を締結している。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当初予算額</td> <td>52,800,000円</td> </tr> <tr> <td>当初契約額</td> <td>42,163,275円</td> </tr> <tr> <td>4月発注額(当初契約額を上回る)</td> <td>161,266,393円</td> </tr> <tr> <td>6月補正後予算額(累計)</td> <td>1,007,151,000円</td> </tr> <tr> <td>第1回変更契約累計額(令和4年8月1日契約)</td> <td>717,202,590円</td> </tr> </table> <p>(是正又は改善の意見) 業務委託変更契約に伴う予算事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	当初予算額	52,800,000円	当初契約額	42,163,275円	4月発注額(当初契約額を上回る)	161,266,393円	6月補正後予算額(累計)	1,007,151,000円	第1回変更契約累計額(令和4年8月1日契約)	717,202,590円
当初予算額	52,800,000円									
当初契約額	42,163,275円									
4月発注額(当初契約額を上回る)	161,266,393円									
6月補正後予算額(累計)	1,007,151,000円									
第1回変更契約累計額(令和4年8月1日契約)	717,202,590円									
<p>・ 報償費及び旅費の支出時期に著しく適正を欠いているものがあり、また支出事務にも適正を欠いているものがある。 (事実)</p>										

	<p>1 令和4年度福島県CBRNE研修 化学・生物などの特殊災害に対応する当該研修事業に係る講師への報償費及び旅費（13人分）の支払について、研修開催後速やかに支払うべきところ、事務手続に時間を要したため、半年以上遅延して支払っている。</p> <p>開催日 令和4年11月19日及び同月20日 支払日 令和5年5月26日（報償費及び旅費） 報償費額 176,700円（令和5年6月12日源泉所得税納付済） 旅費額 382,900円（令和5年6月12日源泉所得税納付済）</p> <p>2 令和4年度福島県多数傷病者対応訓練 避難指示区域内で多数の傷病者が発生したことを想定とした訓練の実施に当たり、当該訓練を統制するコントローラーへの報償費及び旅費（5人分）の支払について、訓練実施後速やかに支払うべきところ、事務手続に時間を要したため、5か月以上遅延して支払っている。また、当該コントローラーに対し所得税の源泉徴収をすべきところ、源泉徴収を行わず支出している。</p> <p>開催日 令和4年12月1日 支払日 令和5年5月26日（報償費及び旅費） 報償費額 46,500円（監査時点で源泉所得税未徴収） 旅費額 44,585円（監査時点で源泉所得税未徴収）</p> <p>（是正又は改善の意見） 報償費及び旅費の支出及び事務手続に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>
--	---

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援アドバイザー連携会議の出席者に対する報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支出している。 ・委託先を通じて補助金等が支払われる補助事業において、個別の補助事業者に対する増額の変更承認手続が遅れ、交付決定額を上回る補助金等が支払われている。 ・県及び共催者が経費を負担する講習会において、共催者の負担額を書面で定めていない。 ・補助事業において、実績報告書の受理後、年度内の支出事務処理がなされず、過年度支出になっているものがある。 ・審査会の委員報酬（日額）について、1か月に2度開催された月の2回目の報酬の未払い分を、過年度支出している。 ・福島県児童福祉法関係手数料条例について、保育士試験免除申請者に対する手数料徴収の経過措置期間を延長すべきところ、条例改正を失念していた。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

カ 商工労働部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

キ 農林水産部

(7) 監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
農 林 水 産 部	・設計委託に係る契約保証金について、契約内容の完了の確認後、速やかに還付すべきところ、3か月以上遅延しているものがある。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ク 土木部

(7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
土 木 部	<p>・土木工事の設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>企画技術総室が運営管理している「土木設計積算システム」の計算プログラムの誤りにより、県北建設事務所発注の道路区画線工事の入札において、設計額が正しく算出されないまま入札事務を行ったため、本来発注すべきであった業者と異なる業者と契約している。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>積算基準等の改正による土木設計積算システムの計算プログラムの改修に当たっては、チェック体制等を強化し適正に行うこと。</p>

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
土 木 部	・業務委託に係る契約候補者の選定について、福島県プロポーザル方式・コンペ方式（測量等以外）実施要領による適正な手続に従っていないものがある。

(4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ケ 出納局

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

コ 議会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

サ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の6件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
教 育 庁	・単身赴任手当について、支給要件に該当しないものを誤って認定し、手当を46か月間支給している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札において、入札公告で定められていない方法で提出された入札書を有効とし、入札を行っている。 ・県有財産賃貸借契約書に基づく収入調定について、歳入科目を「土地貸付料」とすべきところ、誤って「土地使用料」としている。 ・セミナーなどの報償費及び旅費の支払について、3か月以上遅延しているものがある。
郡山北工業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業務委託契約において、予定価格が100万円を超えるため一般競争入札によるべきところ、随意契約により締結している。
南会津高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・特定会計年度任用職員の令和5年4月分の報酬について、定められた支給日に支払われていないものがある。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

シ 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ス 監査委員

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

セ 人事委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ソ 労働委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和4年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和5年12月26日

福島県監査委員 山田平四郎
 福島県監査委員 高野光二
 福島県監査委員 佐竹浩
 福島県監査委員 高橋宏和

(土木部（流域下水道事業会計）)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）

- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)
- 4 監査等の対象、実施内容及び結果
 対象機関 土木部(流域下水道事業会計)
 実施年月日 令和5年8月28日
 実施方法 実地監査
 担当監査委員 山田平四郎
 高橋宏和

(福島県流域下水道事業)

事業経営の状況

当年度における流域下水道事業の実績は、年間処理水量は54,444,616m³で、前年度と比較して1,402,266m³(2.5%)減少している。なお、当年度における建設改良事業については、県北浄化センター水処理施設増設工事等を実施している。

経営成績では、事業収益が9,210,691,263円に対し事業費用は9,299,547,844円で、純損失は88,856,581円となっており、前年度より利益が221,861,719円減少している。これは、前年度と比較し、当年度の降水量の減により処理水量が減少したため、市町村負担金収入が減少したこと、電力・燃料費の高騰、過年度の消費税確定申告額の修正による追加納付により費用が増加したことによるものである。

その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。

(指摘事項)

市町村負担金等収入の会計処理に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

流域下水道事業において、放射性物質を含む脱水汚泥の処分費用の財源として受け入れた市町村負担金及び一般会計繰入金を財源とする特別利益490,227,739円から、特別損失(放射性物質を含む脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託費用)の金額273,047,612円を差し引いた217,180,127円については、令和5年度以降の特別損失に充当するため、前受金に整理すべきところ営業収益に計上している。

(是正又は改善の意見)

会計処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(企業局)

- 1 監査等の基準
 本件の監査等は、福島県監査委員監査基準(令和2年福島県監査委員監査公表第10号)に基づき実施した。
- 2 監査等の種類
 財務監査
- 3 監査等の着眼点
 (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合规性)
 (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
 (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
 (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
 (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)
- 4 監査等の対象、実施内容及び結果
 対象機関 企業局
 実施年月日 令和5年8月28日
 実施方法 実地監査
 担当監査委員 高野光二
 佐竹浩

(福島県工業用水道事業)

事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量323,500,599m³で、前年度と比較して549,165m³(0.2%)減少している。なお、当年度における建設改良事業については、導水管布設工事等を実施している。

経営成績では、事業収益が3,161,989,264円に対し事業費用は4,966,416,343円で、

純損失は1,804,427,079円となっており、前年度より利益が1,811,639,693円減少している。これは、前年度と比較し、好間工業用水道をいわき市へ無償譲渡したことに伴う特別損失の発生などによるものである。

その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(福島県地域開発事業)

事業経営の状況

当年度における地域開発事業は、令和2年度に地域開発事業の廃止が決定され、資産は一部を除き商工労働部に移管されたことにより分譲実績はなかった。

経営成績では、事業収益が1,330,003,125円に対し事業費用は20,831,333円で、純利益は1,309,171,792円となっており、前年度より24,993,156円増加している。これは前年度と比較し、企業債の繰上償還により支払利息が減少したこと、分譲奨励金事業の終了により報償費が減少したことによるものである。

その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(病院局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 病院局

実施年月日 令和5年8月28日

実施方法 実地監査

担当監査委員 山田平四郎

高橋宏和

(福島県立病院事業)

事業経営の状況

県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止しており、当年度における利用可能な施設は、4病院1診療所、許可病床数308床である。

当年度の患者数は、入院が延べ44,662人、外来が延べ111,120人であり、前年度と比較して、入院は6,464人（12.6%）の減少、外来は2,353人（2.2%）の増加となっている。入院減少の主な要因は、ふたば医療センター附属病院を除き、長期入院患者の地域移行促進や手術件数の減などによるもので、外来増加の主な要因は、ふくしま医療センターこころの杜での積極的な患者受入や南会津病院での発熱患者の受入によるものである。

経営成績では、医業収益が2,624,697,982円に対し医業費用は7,428,882,191円で、医業損失は4,804,184,209円となっており、前年度より646,591,487円増加している。

また、事業収益7,792,280,279円に対し事業費用7,704,191,049円となり、88,089,230円の純利益を計上している。これは、休止中の大野病院にかかる東京電力株式会社からの賠償金99,483,825円の受入によるものである。

当年度において、一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額2,662,005,808円となり、主にふくしま医療センターこころの杜の開院準備経費の増加により前年度と比較して108,135,706円（4.2%）増加している。

累積欠損金は主に統廃合された病院の損失が累積したもので、期末残高が6,532,935,462円となり、前期末より88,089,230円（1.3%）減少している。

その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

（指導事項）

- ・貸倒引当金が過小に計上されている。
 - ・前金払いにより支出した経費について、費用に計上されていないものがある。
- （監査総務課）

監査公表第26号

令和5年10月13日付けで川原浩から請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和5年12月26日

福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和
（監査総務課）